

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名等

指名停止措置業者名	法人番号	住所
大成建設株式会社	4011101011880	東京都新宿区西新宿1-25-1
成豊建設株式会社	4011001016906	東京都渋谷区渋谷1-6-4せいこうビル

2 指名停止の期間 : 令和6年7月1日～令和6年7月31日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

大成建設(株)の使用人並びに成豊建設(株)及び同社使用人は、東海旅客鉄道(株)発注の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)工事」にて発生した労働災害の事実を、鯉沢労働基準監督署長に報告しなかったとして、令和6年3月26日、労働安全衛生法違反により鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)